



介護老人保健施設「さくら苑」 通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション サービス内容

R. 8. 4. 1

■施設の目的■

利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるようサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的としています。

■施設の運営方針■

- 1 利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

■施設の職員体制■

	員 数	業 務 内 容
医師	1人	医療業務
看護・介護職員	7人以上	看護・介護業務
療法士	1人以上	療法業務
管理栄養士	1人以上	栄養業務

■営業日及び営業時間■

- (1) 原則として毎週月曜日から土曜日までの6日間営業。ただし、12月29日から1月3日までを除きます。
(利用者とは協議して変更することがあります)。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時15分までを営業時間とします。

■通常の事業の実施地域■

旧福知山市内・三和町(旧細見小学校学区)・丹波市(旧竹田小学校学区)

■通所定員■

40名





■ サービス内容 ■

医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助の実施、食事の提供、居宅及び施設間の送迎を行います

■ 事故発生時の対応 ■

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

■ 賠償責任 ■

- 1 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

■ 要望及び苦情等の相談 ■

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(Tel 0773-22-2120)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ホールに備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他に、外部の相談機関として下記の相談窓口があります。

- ① 福知山市の相談窓口 福知山市福祉部高齢者福祉課 介護保険係

受付時間: 8:30~17:15(土日祝を除きます)

TEL 0773-24-7013 FAX 0773-23-6537

- ② 国民健康保険団体連合会 京都府国保連合会 介護保険課介護相談係

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝を除きます)

TEL:075-354-9090 FAX:075-354-9055

■ 非常災害対策 ■

- ・防災設備
- ・スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、誘導灯、非常用電源、ガス漏れ報知器、防火扉・シャッター、非常通報装置、漏電火災報知器
- ・防災訓練 年2回





■施設の利用に当たっての留意事項■

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。食費は料金表の通りです。また、当事業所はご利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただきます。
- ・飲酒・喫煙は、全面禁止です。
- ・火気の取扱いは、火災予防に十分注意してください。
- ・設備・備品の利用は、必ず職員に届け出てください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限度にしてください。
- ・金銭・貴重品の管理は、盗難予防に十分注意をお願いいたします。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、原則として認めません。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止します。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

■虐待の防止■

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護されている方)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

■第三者評価の実施状況■

第三者評価実施の有無 : 有 評価日 : 平成28年6月23日
評価機関名 : 特定非営利法人 京都ビジネスサポート・センター
評価結果の開示状況 : 介護サービス情報公表システムにて開示中

■その他運営に関する重要事項■

地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超える利用者の受入はできません。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、介護老人保健施設「さくら苑」の幹部会において定めます。

